

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正
する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例

第 1 条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第
15号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合は100分
の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5」に改める。

第 7 条の 2 第 3 項中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合は
100分の102.5、12月に支給する場合は100分の107.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

給料表の種類	行政職員給料表		医療職員給料表
職務の級	1級	2級	1級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	183,100	230,400	291,400
2	184,300	231,700	293,700
3	185,500	233,000	296,000
4	186,700	234,300	298,200
5	187,900	235,600	300,300
6	189,700	237,100	303,800
7	191,400	238,600	307,300
8	193,100	240,100	310,700
9	194,900	241,800	314,100
10	196,400	243,200	317,600
11	197,900	244,600	321,000
12	199,400	246,000	324,400
13	201,100	247,400	327,800
14	202,600	248,600	331,300
15	204,000	249,800	334,700
16	205,300	251,000	338,100
17	207,000	252,200	341,500
18	209,200	253,400	344,600
19	211,400	254,500	347,700
20	213,200	255,700	350,800
21	215,200	256,900	354,000
22	216,700	257,900	357,100
23	218,200	258,900	360,200
24	219,700	260,000	363,200
25	221,200	261,600	366,200
26	223,000	262,500	368,500
27	224,700	263,600	370,800
28	226,500	264,700	373,000
29	228,300	265,700	374,900
30	228,800	266,900	376,600
31	229,300	268,100	378,300
32	229,800	269,300	380,100
33	230,300	270,200	381,900
34	231,100	271,400	383,700
35	231,900	272,600	385,300
36	232,800	273,600	386,700
37	233,700	274,700	388,100
38	234,900	275,500	389,600
39	236,200	276,300	391,100
40	237,300	277,000	392,600
41	238,100	277,700	394,100
42	238,900	278,100	394,800
43	239,600	278,700	395,400
44	240,300	279,200	396,100
45	241,000	279,800	397,000
46	241,500	280,300	397,600
47	242,000	280,700	398,200
48	242,500	281,200	398,800
49	243,300	281,700	399,400
50	243,800	282,300	399,900

51	244,400	282,700	400,400
52	244,900	283,200	400,900
53	245,400	283,600	401,400
54	245,700	284,100	401,800
55	246,100	284,400	402,200
56	246,400	284,800	402,600
57	247,200	285,100	403,000
58	247,500	285,400	403,400
59	247,900	285,700	403,800
60	248,200	286,000	404,200
61	248,500	286,300	404,600
62	248,800	286,600	405,000
63	249,200	286,900	405,400
64	249,600	287,200	405,800
65	250,000	287,500	406,100
66	250,500	287,800	
67	251,000	288,100	
68	251,300	288,400	
69	251,600	288,700	
70	252,100	289,000	
71	252,700	289,300	
72	253,000	289,600	
73	253,300	289,900	
74	253,700	290,200	
75	254,100	290,500	
76	254,600	290,800	
77	255,000	291,100	
78	255,300	291,500	
79	255,600	291,900	
80	256,000	292,300	
81	256,300	292,700	
82	256,600	293,100	
83	256,900	293,500	
84	257,200	293,900	
85	257,500	294,300	
86	257,800	294,700	
87	258,100	295,100	
88	258,400	295,500	
89	258,700	295,900	
90	259,000	296,300	
91	259,500	296,700	
92	259,900	297,100	
93	260,400	297,500	
94		298,000	
95		298,500	
96		299,000	
97		299,400	
98		299,900	
99		300,400	
100		300,900	
101		301,400	
102		301,900	
103		302,300	
104		302,800	
105		303,200	
106		303,700	
107		304,100	

108		304,600	
109		305,100	
110		305,600	
111		306,100	
112		306,600	
113		307,100	
114		307,600	
115		308,100	
116		308,600	
117		309,100	
118		309,600	
119		310,100	
120		310,600	
121		311,100	
122		311,600	
123		312,100	
124		312,600	
125		313,100	

第2条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「、6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第7条の2第3項中「、6月に支給する場合は100分の102.5、12月に支給する場合は100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、第1条の規定による改正後の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条又は第17条の規定により令和6年12月に期末手当を支給されるものにあつては、改正後の条例別表第1の規定は、当該者の任期の初日（この条例の施行の日を含む期間の任用に係るものに限る。次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、前項の規定の適用を受ける者に対してこの条例による改正前の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提出理由)

一般職の給与改定の実施に伴い、会計年度任用職員の給与の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。